

コロナに感染した取締役の責任

弁護士 宮下 央
弁護士 板井遼平

Question

COVID-19 の感染が拡大している状況下において、当社の取締役である X は、当社の重要な取引先である A 社の代表取締役を接待するため、会食の後、接待を伴う飲食店を訪問しました。

X が、当該飲食店において COVID-19 に感染し、その結果として当社に損害を生じさせた場合、X は取締役としての責任を負うことになるのでしょうか。

なお、当社は、COVID-19 の感染拡大を受け、社内規則において、いかなる理由においても接待を伴う飲食店への入店を禁止しています。

Answer

取引先の接待は、会社の事業遂行上の必要性が認められる場合には、業務執行に該当する場合も多いと考えられるところ、一般論としては、業務執行に関する取締役の判断には一定の裁量が認められます。

しかし、業務執行の一環として行われた行為であっても、それが会社の社内規則に違反するものである場合、取締役の裁量が認められる余地は小さいため、通常は取締役の任務懈怠に該当し、責任が認められる可能性が高いと考えられます。

但し、具体的な状況から X 氏に過失がないと判断とされる場合には、責任が否定される余地もあるため、最終的な判断は、X 氏が当該飲食店を訪問した際の具体的な状況を踏まえて行う必要があります。

1. 取締役の義務の内容と違反の判断

(1) 善管注意義務・忠実義務

取締役は、会社との委任関係により（会社法 330 条）、委任の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務（善管注意義務）を負っており（民法 644 条）、その内容は、取締役は、法令及び定款並びに株主総会決議を遵守し、会社のために忠実にその職務を行わなければならないとして、具体化されています（会社法 355 条）。

そして、取締役が善管注意義務に違反した場合には、会社に対して損害賠償責任を負うことになります（会社法 423 条 1 項）。

(2) 取締役の裁量と義務違反の判断

上記のとおり、取締役は職務の執行について善管注意義務を負っていますが、業務執行に関する取締役の決定には、一定の裁量が認められます。特に、高度な経営判断事項については、取締役の義務違反が容易に認められるとすれば、経営が委縮してしまい会社にとって不利益になり得るため、取締役に広い裁量が認められると考えられています（いわゆる経営判断原則）¹。

もっとも、取締役に適用される会社の社内規則は、それが適切な手続に従って定められたものである場合、通常、会社と取締役との委任契約の内容を構成することになると考えられるため、取締役に社内規則の違反がある場合には、業務執行の決定に関する取締役の裁量は認められないと考えられます²。したがって、取締役の決定が社内規則に違反する場合、当該取締役に善管注意義務違反があると考えられます。

(3) 本件についての検討

取引先の接待は、良好な取引関係の維持等の観点から、会社の事業遂行上の必要性が認められる場合も多いものと考えられ、これに関する判断も、一般論としては、業務執行に関する取締役の決定として（高度な経営判断とは言えないため、裁量の幅は広くないと考えられるものの）一定の裁量が認められ得るものであるといえます。しかしながら、本件における X 氏の行為は、会社の社内規則に違反するものであるため、上記のとおり取締役の裁量は認められず、善管注意義務に違反することになると考えられます。

2. 損害賠償責任の有無

(1) 過失の有無

上記のように取締役に善管注意義務違反（任務懈怠）があるとしても、取締役に法的責任が認められるかについては、当該任務懈怠につき過失があったといえるかが問題となり得ます³。

¹ 最判平成 22 年 7 月 15 日判時 2091 号 90 頁、田中亘『会社法〔第 2 版〕』（東京大学出版会、2018 年）264 頁

² 岩原紳作編『会社法コンメンタール 第 9 巻 機関 (3)』（商事法務、2014 年）248 頁〔森本滋〕、東京高判平成 20 年 5 月 21 日判タ 1281 号 274 頁・金商 1293 号 12 頁

³ 実際にこのような事例が生じた場合、取締役の行為（任務懈怠）と会社に生じた損害に因果関係があるかという点も問題になる可能性が高いと考えられますが、本稿では、Question に記載したとおり、会社に、取締役の行為と因果関係のある損害が生じたことを前提にしています。

この点については、会社の社内規則に違反している以上は、当然に過失があるとも考えられますが、一方で、社内規則は、公益保護等のために遵守が強制される法令とは異なり、委任者である会社の利益を保護するためにあることから、取締役の行為が会社の社内規則に違反していたとしても、同時に会社に利益をもたらしていれば、社内規則の性質、その運用状況、違反の程度その他の事由を総合的に勘案した上で、過失が否定される余地があるとする見解が示されています⁴。

(2) 本件についての検討

上記見解によれば、本件の X 氏についても、接待を伴う飲食店において行った A 社に対する接待が奏功し、例えば A 社との新たな大型取引を獲得するなど会社に利益をもたらすに至ったという事情があれば、過失が否定される可能性があると考えられます。

もっとも、COVID-19 は感染症であり、感染拡大は役職員の生命・身体の安全に関わる問題であること、会社内において COVID-19 の感染拡大が生じた場合には、会社の事業活動に重大な悪影響が生じ得ること等からすると、接待を伴う飲食店への入店を禁止した社内規則は、重要な社内規則であると考えられること、また、X 氏の行為は、当該社内規則に明確かつ直接的に違反するものであることからすると、X 氏には過失があると判断される可能性が高いと考えられます。

他方、例えば、A 社との取引が会社に多大な利益をもたらすものであり、A 社との新たな取引の獲得には同社代表取締役の接待が重要な意味を持っていたような場合、X 氏の過失が否定される方向に働く可能性があります。また、当該飲食店を訪問した際の状況として、例えば、X 氏は訪問を断ったものの、A 社の代表取締役から強く求められ、やむを得ず訪問せざるを得なくなったといった経緯や、入店後、感染のリスクを回避するために短時間で退店したといったような事情があれば、違反の程度が重大ではないものとして、過失が否定される余地もあると考えられます。

以上

⁴ 木村圭二郎監修・コンプライアンス研究会編著『内部統制の本質と法的責任』（経済産業調査会、2009年）155頁以下
〔松尾健一、木村圭二郎〕